

令和7年1月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

## 令和7年1月定例教育委員会付議議案 目次

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	-----1
	(教職員（小・中学校）の内申について)	
第1号議案	臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について	2
第2号議案	臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部改正について	7
第3号議案	臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について	9
第4号議案	臼杵市幼小連携推進協議会委員の委嘱及び任命について	11
第5号議案	臼杵市公民館条例施行規則の一部改正について	13
第6号議案	臼杵市公民館事務処理規程の一部改正について	14

報告第1号については、非公開につき削除

## 第1号議案

### 臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和7年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

臼杵市教育委員会規則第1号

### 臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校施設使用条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ウ中「学校教育関係団体」を「臼杵市内の学校教育関係団体」に改め、同号エ中「自治会」を「臼杵市内の自治会」に改め、同号に次のように加える。

才　臼杵市内の地域クラブ(中学生が所属する地域スポーツ活動及び地域文化活動を行う団体をいう。)が練習及び試合等で使用するとき。

第4条第1項第3号中「臼杵市人権・同和教育研究会」を「臼杵市部落差別解消推進・人権教育研究会」に、「地域のスポーツ団体」を「臼杵市内の地域スポーツ団体」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係） [別紙]

様式第2号（第3条関係） [別紙]

様式第3号（第4条関係） [別紙]

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 理 由

部活動の地域移行に伴い、使用料の減免及び減免対象を変更するとともに、所要の規定の整備をする必要があるため。

様式第1号(第3条関係)

学校施設使用許可申請書(案)

年 月 日

(あて先) 県立教育委員会

住所

団体(クラブ)名

氏名(代表者)

電話 ( ) —

臼杵市立学校施設使用条例及び臼杵市立学校施設使用条例施行規則を遵守し、次のとおり使用許可を受けたいので、申請します。

使用しようとする学校施設	臼杵市立	( 小・中 )学校
施 設 名	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> プール <input type="checkbox"/> 教室・多目的室	
使 用 目 的		
使 用 日 時	年 月 日( ) 時 分から 時 分まで	年 月 日( ) 時 分から 時 分まで
参 集 人 員	使用責任者	ほか 人

学校教育に支障はありません。

年 月 日

小・中学校長

氏名

印

様式第2号(第3条関係)

学校施設使用許可証(案)

年　月　日

様

臼杵市教育委員会

印

次のとおり、学校施設の使用を許可します。

使用しようとする学校施設	臼杵市立	( 小・中 )学校
施 設 名	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> プール <input type="checkbox"/> 教室・多目的室	
使 用 目 的		
使 用 日 時	年　月　日(　)　時　分から　時　分まで	
参 集 人 員	使用責任者	ほか　　人
使 用 料	円	

使用許可の条件

- 1 使用時間を厳守すること。
- 2 使用責任者は、使用の終始を学校側に必ず連絡すること。
- 3 使用終了後、施設を原状に回復し、清掃を確實に行い、学校教育に支障のないようにすること。
- 4 この許可証を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 5 **学校敷地内は全面禁煙とする。**
- 6 使用中に建物及び附属施設等を損傷したときは、教育委員会で定めた損害額を利用者が賠償する。
- 7 迷惑行為等が発覚した場合は、施設の使用を中止することがある。
- 8 その他( )

様式第3号(第4条関係)

学校施設使用料減免申請書（案）

年　月　日

(あて先)　臼杵市教育長

住所 :

団体(クラブ)名:

氏名(代表者) :

電話 ( ) -

次のとおり、使用料の減額・免除を申請します。

使用しようとする学校施設 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 佐志生小 <input type="checkbox"/> 下ノ江小 <input type="checkbox"/> 海辺小 <input type="checkbox"/> 下北小 <input type="checkbox"/> 上北小 <input type="checkbox"/> 下南小 <input type="checkbox"/> 市浜小 <input type="checkbox"/> 福良ヶ丘小 <input type="checkbox"/> 臼杵小 <input type="checkbox"/> 川登小 <input type="checkbox"/> 野津小 <input type="checkbox"/> 南野津小 <input type="checkbox"/> 臼杵南小 <input type="checkbox"/> 北中 <input type="checkbox"/> 南中 <input type="checkbox"/> 西中 <input type="checkbox"/> 東中 <input type="checkbox"/> 野津中
使　用　目　的	
使　用　日　時	年　月　日( ) 時　分から　時　分まで 年　月　日( ) 時　分から　時　分まで
使　用　対　象　者 及　び　人　数	<input type="checkbox"/> 小学生(　　人) <input type="checkbox"/> 中学生(　　人) <input type="checkbox"/> 高校生(　　人) <input type="checkbox"/> 一般(　　人) <input type="checkbox"/> その他(　　・　　人)
減額・免除の事由	<input type="checkbox"/> 市(国・地方公共団体含む)が使用するため <input type="checkbox"/> 小学生対象の活動を行うため(スポーツ少年団活動等含む) <input type="checkbox"/> 中学生対象の活動を行うため(地域クラブ活動等含む) <input type="checkbox"/> 自治会及び地域振興協議会が使用するため(総会・地域行事等) <input type="checkbox"/> 親睦のため(体力向上・健康維持等) <input type="checkbox"/> その他(　　)

※下記には記入しないこと。

登録番号			
免除割合	全額免除	7割減額	3割減額
減額又は免除の根拠			
臼杵市立学校施設使用条例施行規則第4条第1項 (1) 全額免除 (2) 7割減額 (3) 3割減額			

## 第2号議案

### 臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部改正 について

臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和7年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

教育委員会告示第1号

### 臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部を改正する告示

臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱（平成21年教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「但し、小学校については、通学距離が2分の1以下であるとき。」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱の規定は、施行日以後に就学（転学を含む。以下この項において同じ。）をする児童生徒について適用し、施行日前に就学をした児童生徒については、なお従前の例による。

## 理 由

通学区域外の就学を許可する本要綱のなかで、小学校のみ但し書きによる通学距離の基準が定められていることから、但し書きの部分を削除し、通学距離の短い学校への通学を認めることとしたい。

## 第3号議案

### 臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和7年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

教育委員会告示第2号

### 臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱（平成29年臼杵市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臼杵市幼小連携推進協議会設置要綱

第1条中「し、及び」の次に「幼小連携を」を加え、「臼杵市幼児教育推進協議会」を「臼杵市幼小連携推進協議会」に改める。

第2条第1項中「臼杵市幼保小連携推進委員会」を「臼杵市幼小連携研修会」に改め、同条第2項中「幼児教育」の次に「と小学校教育」を、「充実」の次に「や幼小連携の推進」を加え、「臼杵市幼保小連携推進委員会」を「臼杵市幼小連携推進研修会」に改める。

第3条第1項中「、幼稚園」を削り、同条第3項第2号中「幼保小連携推進コーディネーター」を「幼小連携推進コーディネーター」に、「幼保小連携」を「幼小連携」に改める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 理 由

幼児教育と小学校教育の充実を目指し、これまで方針・計画の素案を協議していた臼杵市幼児教育推進協議会を臼杵市幼小連携推進協議会へ名称変更し、各園・小学校職員の連携を推進する必要があるため。

## 第4号議案

### 臼杵市幼小連携推進協議会委員の委嘱又は任命について

臼杵市幼小連携推進協議会委員を委嘱又は任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1項第13号の規定に基づき報告し承認を求める。

令和7年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

臼杵市幼小連携推進協議会設置要綱（平成29年臼杵市教育委員会告示第7号）第3条の規定に基づき、下記の者に委嘱又は任命する。

記

（臼杵市幼小連携推進協議会委員）

	氏名	住所	所属	備考
1	あんどう まさゆき 安東 雅幸	臼杵市	臼杵市教育委員会教育長	有識者
2	たるい みちよ 垂井 美千代	臼杵市	臼杵市市政アドバイザー	有識者
3	みずゆき しゅうてつ 流 宗哲	臼杵市	野津こども園 園長	
4	やくしじ りょうこ 薬師寺 良子	臼杵市	臼杵中央こども園 園長	
5	あくたがわ よしひこ 芥川 良彦	臼杵市	海辺こども園 園長	
6	あんどう たかのぶ 安藤 隆伸	臼杵市	市浜こども園 園長	
7	かとう めぐみ 加藤 めぐみ	臼杵市	うすきこども園 園長	
8	さとう りょうじゅん 佐藤 良純	臼杵市	かいぞえこども園 園長	
9	くわはら こうはちろう 桑原 幸八郎	津久見市	下南こども園 園長	

10	かんだ 神田 寿恵	臼杵市	すみれこども園 園長	
11	ごとう 後藤 敦子	臼杵市	野津南保育園 園長	
12	かめい 亀井 一寿	臼杵市	アソカ幼稚園 園長	
13	かわぐち 川口 敏	臼杵市	カトリック臼杵幼稚園 園長	
14	おじま 雄嶋 佳代子	臼杵市	すみれこども園	
15	さとう 佐藤 千春	臼杵市	海辺こども園	
16	こんどう 近藤 奈都代	臼杵市	市浜こども園	
17	はたの 羽田野 和子	豊後大野市	子ども子育て課	
18	のかみ 野上 基志	臼杵市	市浜小学校長	
19	いとう 伊藤 美知香	臼杵市	南野津小学校長	
20	あんどう 安東 友美	臼杵市	市浜小学校教諭	
21	さいとう 齋藤 望	臼杵市	市浜小学校教諭	
22	わたなべ 渡辺 美穂	臼杵市	下北小学校教諭	
23	むろ 室 知花	臼杵市	下南小学校教諭	
24	たけお 竹尾 幸三	臼杵市	子ども子育て課課長	

任期：令和7年2月1日～令和8年3月31日

### 理 由

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱による委員を委嘱又は任命し、臼杵市幼小連携推進協議会を開催する必要があるため。

## 第5号議案

### 臼杵市公民館条例施行規則の一部改正について

臼杵市公民館条例施行規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和7年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会規則第2号

### 臼杵市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

臼杵市公民館条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第5条第2項中「及び地区公民館」を削り、同条第3項中「国民の祝日に関する法律」の次に「(昭和23年法律第178号)」を加える。

第9条中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係） [別紙]

様式第2号（第6条関係） [別紙]

様式第3号（第8条関係） [別紙]

様式第4号（第8条関係） [別紙]

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

#### 理 由

臼杵市公民館条例の一部改正に伴い、規則の一部改正を行う必要があるため。

## 第6号議案

### 臼杵市公民館事務処理規程の一部改正について

臼杵市公民館事務処理規程の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和7年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

臼杵市教育委員会訓令第1号

### 臼杵市公民館事務処理規程の一部を改正する訓令

臼杵市公民館事務処理規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

#### 理 由

臼杵市公民館条例の一部改正に伴い、規程の一部改正を行う必要があるため。